

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日から 令和 8 年 10 月 15 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市中区深井沢町 |
| | 地 番 | 2 4 9 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 6 . 3 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市中区深井沢町 2 4 9 0 番地 3、2 4 9 0 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 2 4 9 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 8 4 平方メートル
2 階 4 8 . 8 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 6 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 2 4 9 0 番 4）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市中区深井沢町 |
| | 地 番 | 2 4 9 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 6 . 3 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市中区深井沢町 2 4 9 0 番地 3、2 4 9 0 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 2 4 9 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 8 4 平方メートル
2 階 4 8 . 8 4 平方メートル |



令和 8年(ケ)第 21号
令和 8年 4月22日受理
令和 年 月 日提出
8.6.-5

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 堺市中区深井沢町
地 番 2490 番 3
地 目 宅地
地 積 106.35 平方メートル
- 2 所 在 堺市中区深井沢町 2490 番地 3、2490 番地 4
家屋 番号 2490 番 3
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 48.84 平方メートル
2 階 48.84 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	堺市中区深井沢町2490番地3		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 目的建物の登記名義人の氏名変更される前の者の姓（漢字）
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね建物図面（各階平面図）のとおりであると思われるが、境界標を確認することが出来なかった部分も存在することから、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 目的土地はその土地内で高低差があり、南側が北側よりも約1.8m低い。そして、その低い部分には、屋根と壁で囲まれた物置又は作業場として使用されていたと推測される工作物が設置されていた。この工作物は、壁及び天井に隙間があり、建物とはいえない。そして、この工作物は、南側隣地（水路）に越境している可能性がある。また、目的土地の北東部分にも工作物が設置されていた。
- (5) 目的土地には、目的建物の登記名義人の氏名変更される前の者が所有者となっている軽自動車が駐車されている。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、冷蔵庫、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在するが、以下の理由で空き家と思料される。
 - ア 郵便受けが郵便物で満杯になっていること
 - イ 電気メーターが無計量であること
 - ウ 近隣住民の、目的建物は長らく誰も住んでいない旨の陳述の存在
- (4) 目的建物は全体的に傾き、たわみがあり、壁の損傷も散見された。
- (5) 目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

- (1) 目的建物は、建物図面（各階平面図）によると、2490番地4に一部越境して建築されているが、前述したように目的土地では境界標を確認することが出来なかったため、現況では越境しているかは不明である。
- (2) 当職は、2490番地4の所有者に、令和8年5月25日付けで照会文書を送付したが、あて所に尋ねあたりません、として返送されてきた。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（3枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住民	目的建物には長らく人が住んでいません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月30日 10:25-10:35	大阪法務局堺支局	公図等調査
8年4月30日 10:40-10:50	堺市役所	道路等調査
8年5月1日 14:30-14:45	物件所在地	物件及び占有確認 照会文書投函
8年5月12日	執行官室	照会文書送付（軽自動車検査協会宛）
8年5月13日 13:55-14:10	物件所在地	物件及び占有確認
8年5月13日 14:30-14:40	堺市税事務所	課税台帳調査
8年5月15日 13:10-14:30	物件所在地	解錠による立入調査（評価人帯同） 近隣住民と面談
8年5月25日	執行官室	照会文書送付（2490-4の所有者宛）

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 8年 5月15日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4判に縮小

作 製 主 任 氏
田 中 正 司 氏

面 図

図 面

平 面

建 物

各

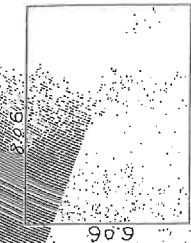
2440-3

東京都

工場の所在

東京都

2階之階同型



806 × 806 = 48.8436m²

2000mm

登記年月日：平成18年6月18日

これは図面に記載された、本物の写真と同一のものである
令和8年1月19日 大塚市工務局

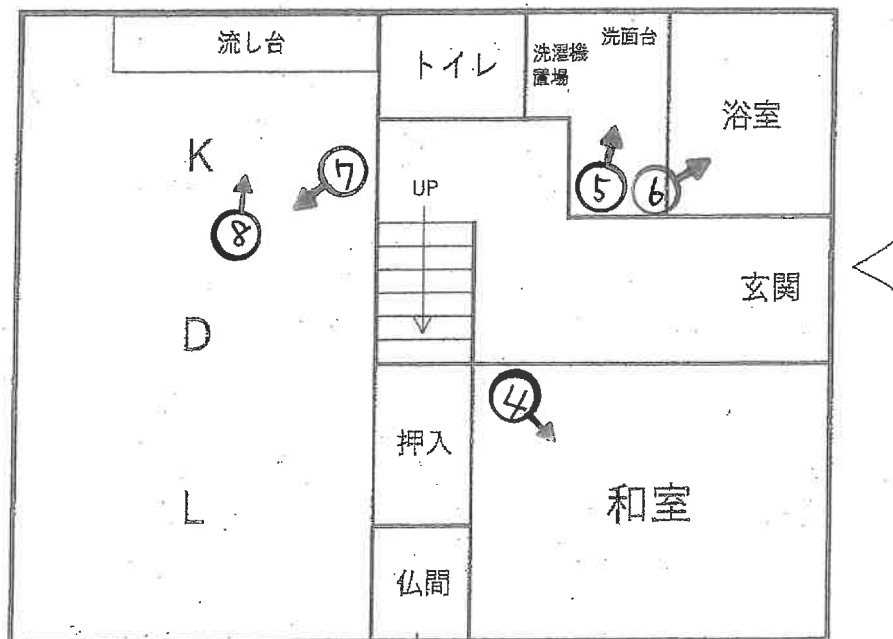
登記簿

枚目

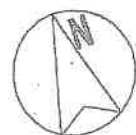
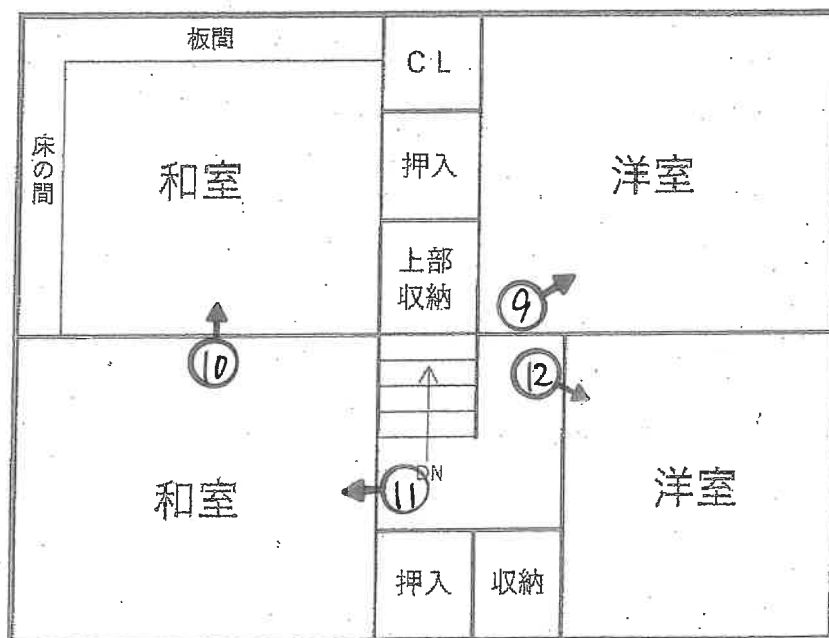
間取図 (概略)

令和8年(ケ)第21号

1階



2階



① 目的建物



② 目的建物



③



④



⑤



⑥



(11 枚目)

⑦



⑧



(2 枚目)

⑨



⑩



(13 枚目)

⑪



⑫



(14 枚目)

⑬敷地南側に設置された構造物の内部



⑭越境の可能性がある部分



令和8年（ケ） 第 21 号

令和8年5月15日 現地調査

令和8年6月5日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

持 田 泰 輔

第1 評価額

一括価格	
金 6,870,000円	
内訳価格	
物件1	金 2,610,000円
物件2	金 4,260,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特 記 事 項		
1	・適宜概測したところ、目的土地の形状等は地積測量図等と概ね一致した。但し、境界標が一部確認できなかったことから、正確な数量等については、隣接地所有者立会いの下、専門家による測量を要する。 ・北東側道路は建築基準法第42条2項道路であるが、目的土地に道路負担部分はなく、また、目的土地の接道部分は4m以上の幅員を有するため、建物の再築においてセットバックも不要である。		
2	・建物図面と目的建物の現況は概ね一致した。 ・建物図面・各階平面図によると、目的建物の一部が目的外土地（地番2490番4）に跨って記載されている。前述した通り、目的土地では境界標を一部確認することが出来なかったため、現況では越境しているか否かについては不明である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	南海泉北線 「深井」駅 南東方 道路距離 約500m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模の一般住宅を中心とする住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	高度地区（第2種）、屋外広告物（第1種許可区域）、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	106.35㎡（登記面積）
	形状	ほぼ整形
	間口・奥行	間口約10.8m（北東側）・奥行約9.5m（中心付近）
	高低差等	目的土地の内、南側部分については、目的建物が存する北側部分に対し約1.8m低くなっており、敷地内高低差が認められる。
接面道路の状況	北東側	幅員約4.2m市道（建築基準法第42条2項）
	南西側	幅員約5.9m市道（建築基準法第42条1項1号）
	接道状況	二方路、前述した高低差より各道路に概ね等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	北東側	道路
	北西側	一般住宅
	南東側	一般住宅
	南西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり（但し、現況はLPガスを使用していると推測される）
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、昭和38年の住宅地図において、近隣に工場の記載があることから、土壌汚染の可能性は否定できない。なお、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	目的土地の南側（北側より低い部分）には、物置又は作業場として使用されていたと推測される工作物が設置されており、当該工作物は目的外の南側隣地（水路）に越境している可能性がある。また、目的土地の北東部分にも工作物が設置されていた。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）	昭和52年1月25日新築
	経過年数	約49年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	軽量鉄骨造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	吹付タイル
	内 壁	クロス等
	天 井	ボード、板等
	床	カーペット、畳等
	設 備	電気、ガス、給排水、衛生設備等
	その他	－
床面積（現況）	延 97.68㎡ 未登記の増築はなく、登記数量と現況は概ね一致している。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	5LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	目的建物は全体的に傾き、撓みがあり、壁の損傷も散見されたが、概ね経年相当の劣化、損耗と認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・確認申請：有、完了検査：有 ・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材の使用可能性は否定できないものと考えられる。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・平成23年12月1日より準防火地域に指定されているため、目的建物は既存不適格建築物である可能性を有する。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・設備等の正確な所有関係やリース関係等は不詳である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	140,000	0.92	106.35	0.85	11,643,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 堺中-4

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 161,000\text{円/㎡} & \times 102.0/100 & \times 100/101 & \times 100/116 & \approx 140,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 方位	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.04 幅員	0.97 最寄駅距離	1.15	1.00	1.16

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.02	1.00	1.00	0.90	0.92

接面・方位：二方路1.01、方位1.01（相乗積）

その他：敷地内高低差0.90

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価： 建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、-15%が適切と判断した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価額を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	160,000	97.68	0.04	625,000

ウ 現価率

経過年数 約49年

經濟的殘存耐用年数	約0年
-----------	-----

觀察減価	30%
------	-----

残価率	5%
-----	----

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / (\text{経過年数} 49 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年}) \} \times (1 - 0.3) \div 0.04$$

※ 観察減価は目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	11,643,000	0.60	法定地上権	6,986,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	11,643,000	－ 6,986,000		0.80	0.70		2,610,000
2	625,000	＋ 6,986,000	1.00	0.80	0.70	0	4,260,000
一括価格 (合計)							6,870,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

①目的建物が目的外土地へ越境している可能性が否定できないこと、②工作物が目的外土地へ越境している可能性があること、③土壤汚染の可能性が否定できないこと、④アスベスト含有建材使用の可能性が否定できないことから、市場性の減退に基づく市場性修正率を0.80と判断した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 堺中-4

所 在 : 堺市中区深井水池町3400番
価 格 : 161,000円/㎡
位 置 : 南海泉北線 「深井」駅 北東方 約850m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 108㎡
供給処理施設 : ガス, 水道, 下水
接面街路 : 北東 8.0m 市道
用途指定等 : 第一種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)、
準防火地域
地域の概要 : 中小規模一般住宅が見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 8,880,225円
物件2 : 1,113,298円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 間取図 (概略)

以 上

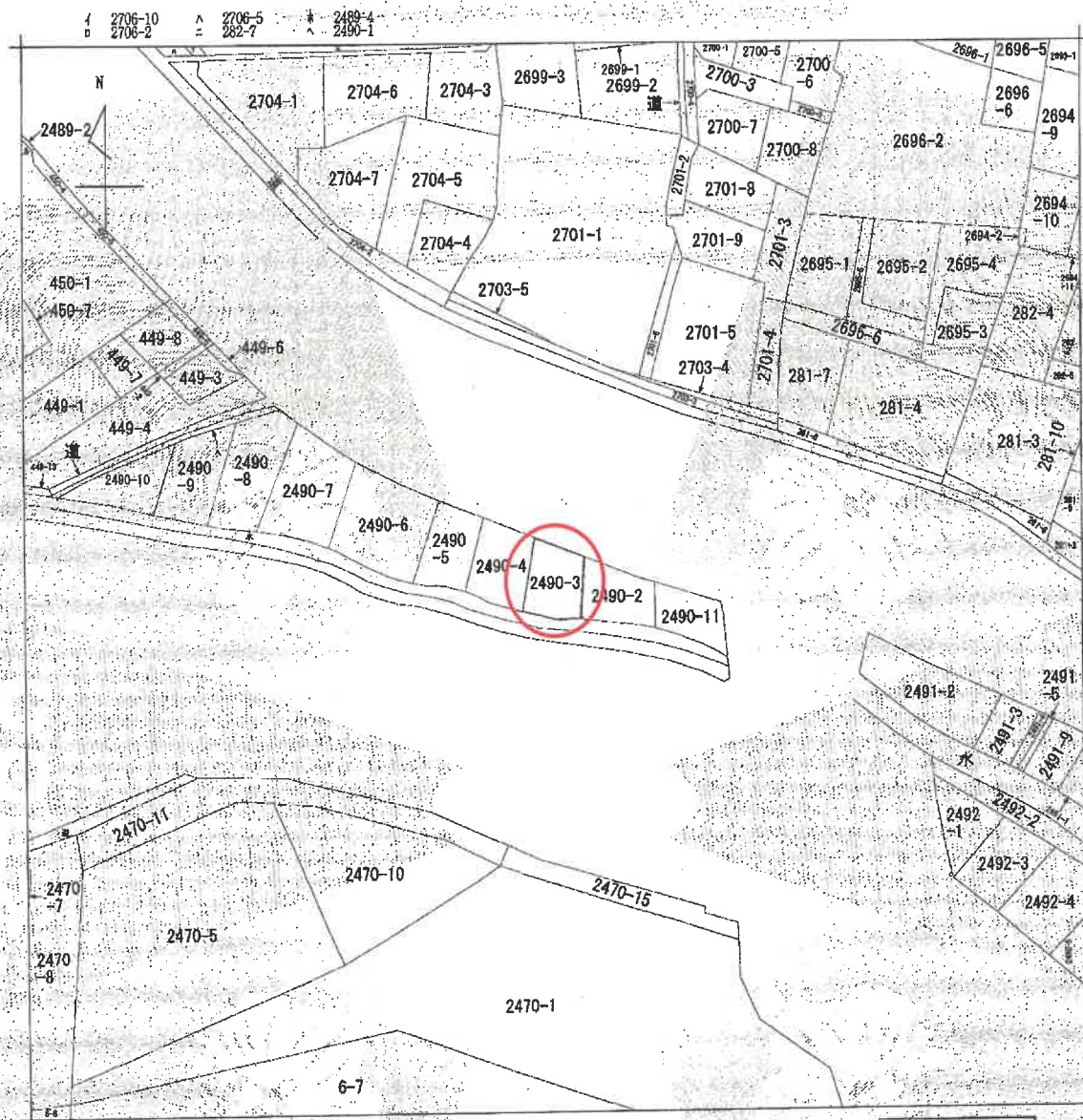
物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市中区深井沢町 |
| | 地 番 | 2 4 9 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 6 . 3 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市中区深井沢町 2 4 9 0 番地 3、2 4 9 0 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 2 4 9 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 8 . 8 4 平方メートル
2階 4 8 . 8 4 平方メートル |

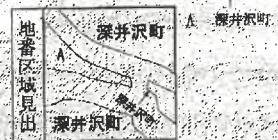


【位置図】





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面式、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



備考	所在	堺市中区深井沢町			地番	2490番3		
出力	縮尺不明	精度	座標系	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日			備考	付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月19日
大阪法務局堺支局
登記官

請求番号 : 39-1
(1/1)

A4 判に縮小

【建物図面・各階平面図(写)】

登記年月日：昭和52年5月16日		5249706		52.5.18	
家屋番号		2490-3		2490-3	
建物の所在		大阪府大阪市東区		2490-3	
建各		2490-3		2490-3	
面図		面図		面図	
階平面図		階平面図		階平面図	
作製年月日		昭和52年5月25日		作製者	
申請人		[Redacted]		[Redacted]	

20.6 x 6.06 = 125.8436 m²

20.6 x 6.06 = 125.8436 m²

これは図面に記載されている内容と一致した図面である。
 令和8年1月19日 大阪府建築審査会

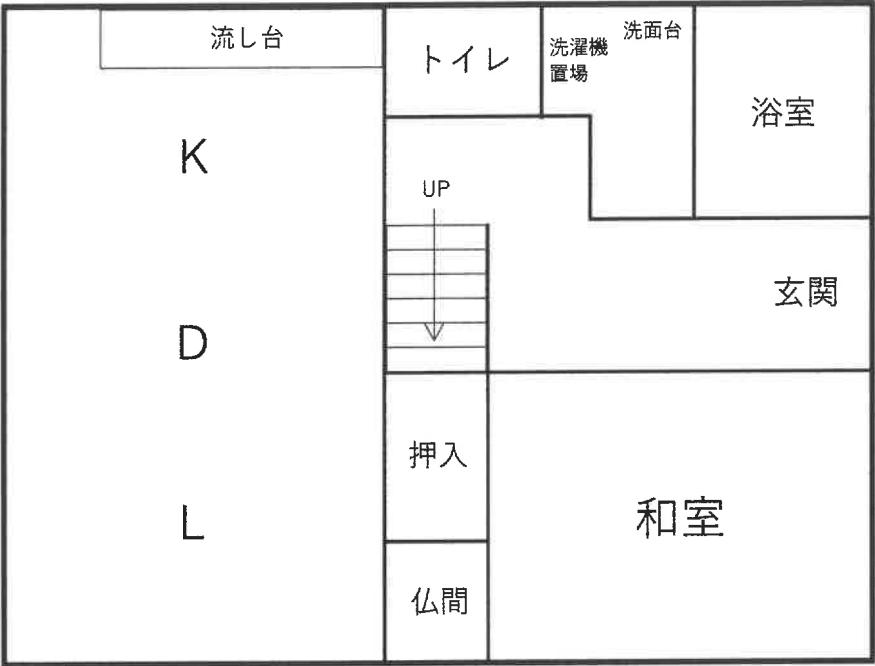
登記簿

請求番号：30-3

A4判に縮小

間取図（概略）
令和8年（ケ）第21号

1階



2階

